

水の恵みを未来へつなぐ交付金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野県企業局（以下「企業局」という。）の発電所が立地する市町村において、行政サービスの高度化により、発電所立地地域の住民福祉の向上、経済基盤の確立等、地域課題の解決を図る事業に要する経費に対し、予算の範囲内で水の恵みを未来へつなぐ交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

(交付対象市町村)

第2 交付金の交付対象は、次の各号のいずれかに該当する市町村とする。

- (1) 企業局の発電所が立地する市町村
- (2) 企業局の新規発電所建設が令和5年度末までに着工された市町村

(交付対象事業)

第3 交付金の交付対象となる事業は、市町村が実施主体となり、先端技術を活用した行政サービスの高度化又は先進的な取り組みにより、住民福祉の向上や経済基盤の確立等地域課題の解決を図る事業であって、当該課題解決の効果が発電所所在地域に及ぶことが認められるものとする。

(交付対象経費)

第4 交付金の交付対象となる経費は、交付対象事業の実施に要する経費から、次の各号を控除したものとする。

- (1) 交付対象外経費
 - ア 職員給与費
 - イ 食糧費
 - ウ その他公営企業管理者が不適当と認める経費

(2) 特定財源

- ア 地方債
- イ 分担金、負担金、補助金及び寄付金
- ウ 交付金対象事業により得られる収入

(交付期間)

第5 この交付金の交付期間は、令和元年度から令和7年度までとする。

(交付額)

第6 交付金の交付額は、一の市町村に対し、第5に掲げる交付期間中につき1,000万円を限度として交付を受けることができるものとする。

(計画書の提出等)

第7 交付金の申請を受けようとする者は第8の規定による交付申請書の提出に先立ち、交付金事業計画書を公営企業管理者に提出しなければならない。

2 公営企業管理者は、第1項の書類の提出があった場合において、第3に掲げる基準に

照らし、交付金を交付することが適当と認めるときは、交付金の交付の内示を行うものとする。

(交付申請)

第8 市町村長は、交付金の交付を受けようとする場合は、交付申請書に必要な書類を添付して公営企業管理者に提出するものとする。

(企業局による事業支援)

第9 公営企業管理者は、第8の交付申請書が提出されたとき、又は当該申請書の提出前に市町村から具体的な事業の相談があった場合には、職員を指名して支援チームを設置し、事業の実施期間中、市町村に対し事務的及び技術的な助言を与えるものとする。

(審査及び交付決定)

第10 公営企業管理者は、交付申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、第12に掲げる交付の条件を付して交付決定を行い、交付決定通知書を市町村に送付するものとする。

(交付決定前の事業着手)

第11 市町村長は、第10の規定による交付金の交付決定前に、交付対象事業に着手する必要がある場合には、あらかじめ公営企業管理者に対し、その理由を記載した交付金交付事業事前着手届を提出するものとする。

(交付条件)

第12 次の各号に掲げる事項は、交付金の交付の条件とする。

(1) 次のいずれかに該当するときは、速やかに公営企業管理者に申請して、その承認を受けること。

ア 交付対象事業の主要内容又は交付額を変更しようとするとき。

イ 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業の終了の日の属する県の会計年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その財産管理に関する規程を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。

(4) 前号の財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の額に交付対象経費について交付金を交付した割合を乗じて得た額を限度として企業局に納入させることがあること。

(5) 事業により整備した設備及び取得した備品その他の物品には、交付金の交付された年度及び交付を受けた旨の表示をしなければならないこと。

(交付申請の取下げ)

第13 市町村長は、交付の申請を取り下げようとする場合は、その理由を記載した交付申請取下書を公営企業管理者に提出するものとする。

(状況報告)

第14 公営企業管理者は、市町村長に対し、必要に応じ交付金事業の遂行状況を報告させることができる。

(実績報告)

第 15 市町村長は、事業の完了の日から起算して 1 ヶ月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、事業の成果を記載した交付金実績報告書に関係書類を添えて、公営企業管理者に提出しなければならない。

2 実績報告書の提出が属する年度を超える場合においては、任意の様式による履行状況確認書を公営企業管理者に提出しなければならない。

(額の確定)

第 16 公営企業管理者は、第 15 の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る実施結果が交付金の交付決定に付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金交付額確定通知書を市町村長に送付する。

(交付金の交付)

第 17 市町村長は、第 16 の通知を受けた後に、交付金交付請求書を公営企業管理者に提出するものとする。

(決定の取消)

第 18 公営企業管理者は、市町村長が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

(2) 交付金を他の用途に使用したとき。

(3) 前各号のほか、交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反し、又は公営企業管理者の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、交付すべき交付金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(交付金の返還)

第 19 公営企業管理者は、交付金の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(申請書等の様式等)

第 20 この要綱に規定する申請書等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 25 日から適用する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 5 年 3 月 30 日から適用する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。